証券コード　2681
平成29年６月12日

株　主　各　位

名古屋市中区富士見町８番８号
株式会社ゲオホールディングス
代表取締役社長　遠　藤　結　蔵

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月27日(火曜日)午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送(議決権行使書)による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

パソコン又は携帯電話より当社指定の『議決権行使ウェブサイト』

http://www.it-soukai.com

にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月28日（水曜日）午後２時
（受付開始時刻は、午後１時を予定しております。）

２．場　　所　　愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルク名古屋　２階　瑞雲の間

３．目的事項

報告事項

１．第29期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第29期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集に当たっての決定事項

次頁【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.geonet.co.jp/）に掲載させていただきます。

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
http://p.sokai.jp/2681/

【インターネットによる議決権行使のご案内】

１．インターネットによる議決権行使について

（１）書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の『議決権行使ウェブサイト』（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com

（２）行使期限は平成29年６月27日（火曜日）午後６時です。お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（４）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。
次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（５）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・『議決権行使ウェブサイト』は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（１）『議決権行使ウェブサイト』の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－768－524　（平日　９：00～21：00）

（２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－288－324　（平日　９：00～17：00）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境を概観いたしますと、メディアショップにつきましては、海外市場で先行する動画配信が国内市場においても活性化し、参入する企業が増え競争が激化する中、加えてスマートフォン等によるお客様の時間消費選択肢の多様化に拍車がかかっていることで、パッケージソフト産業からネットワーク産業へと市場が移行しつつあります。

一方、リユースショップにつきましては、個人間売買やネット販売の活性化等で、市場が推計１兆6,000億円を超えており、今後もさらに拡大し続けることにより、「リユース」の認知度は益々高まり、着実な成長が見込まれております。

加えて、両業態に共通する商材である通信機器においても、総務省によるスマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化の促進や、新規・大手のＭＶＮＯ事業者等の参入によりモバイル市場の活性化と同時に「格安スマホ」需要が高まっており、市場が急速に拡大しております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、環境の変化に合わせた取り組みを試行しながら、販売網及びシェアの拡大に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、リオ五輪等の影響でレンタル売上が軟調であった一方、台風や残暑の影響下でも堅調であったリユース商材と年末商戦や新型ゲーム機の発売等で新品商材の売上が寄与したことにより、268,079百万円（前期比0.1％増）となり、売上構成が前連結会計年度と比してかわったことにより売上総利益率が1.6％低下したほか、積極的な販促活動及びリユース系店舗の出店に伴う人件費や家賃などの影響で、営業利益は8,662百万円（前期比47.7％減）、経常利益は9,040百万円（前期比49.3％減）となり、店舗関連の減損損失1,862百万円等の特別損失が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は4,223百万円（前期比60.0％減）となりました。

※「メディアショップ」
パッケージソフトを中心にレンタル・中古品買取販売・新品販売を行う店舗。
屋号は「ゲオ」「ゲオモバイル」で営業。
※「リユースショップ」
衣料・雑貨・家電製品等の中古品の買取販売を行う店舗。
屋号は「セカンドストリート」「スーパーセカンドストリート」「セカンドアウトドア」「ジャンブルストア」等で営業。

当連結会計年度末における当社グループの店舗数の状況は以下のとおりとなりました。
（ ）内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店	代理店	ＦＣ店	合計
店　舗　数	1,579　(+50)	101　(+7)	125　(△7)	1,805　(+50)
メディア系店舗	1,062　(+8)	101　(+7)	76　(△9)	1,239　(+6)
ゲオモバイル（単独店舗）	16　(+5)			16　(+5)
リユース系店舗	506　(+41)		49　(+2)	555　(+43)
ウェアハウス	11　(+1)			11　(+1)

（注）１．屋号毎の店舗数をカウントしています。
２．メディア系店舗はＤＶＤレンタルや家庭用ゲームの買取販売等を行う店舗をカウントしています。
３．ゲオモバイルはメディア系店舗に併設されていないモバイルショップを指します。なお、店舗数はメディア系店舗の内数として記載しております。
４．リユース系店舗は衣料品や家電製品等の買取販売を行う店舗をカウントしています。

また、主要部門の売上高は以下のとおりとなりました。

名　　称		当連結会計年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	前年同期比
レンタル		71,250百万円	90.8%
リユース品	メディア系	49,577百万円	101.9%
	リユース系	39,621百万円	108.2%
新品		81,419百万円	105.5%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、有形固定資産13,716百万円（レンタル用資産を含む）、敷金及び保証金136百万円の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、取引金融機関より長期運転資金として7,000百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 26 期 (平成26年３月期)	第 27 期 (平成27年３月期)	第 28 期 (平成28年３月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　　上　　高(百万円)	262,324	270,308	267,910	268,079
経　常　利　益(百万円)	9,344	10,030	17,824	9,040
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,808	7,337	10,563	4,223
１株当たり当期純利益　(円)	70.54	137.99	205.78	87.47
純　　資　　産(百万円)	59,199	63,214	64,961	67,711
１株当たり純資産額　(円)	1,093.16	1,204.85	1,344.16	1,399.06
総　　資　　産(百万円)	115,581	127,612	130,207	130,768

(注) 当社は平成25年５月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、平成26年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゲオ	30百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・通信機器・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売、アミューズメント施設運営
株式会社イーネット・フロンティア	10百万円	100.0%	メディア商品の制作・販売
株式会社エイシス	30百万円	100.0%	インターネットショップの運営、各種情報処理業務
株式会社ゲオインタラクティブ	442百万円	100.0% (100.0%)	コンテンツ運営・保守事業
株式会社ゲオコンサルティング	30百万円	100.0%	事業用賃貸物件に関する総合コンサルティング
株式会社ゲオネットワークス	60百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・書籍等のオンラインレンタル
株式会社ゲオビジネスサポート	9百万円	100.0%	商品加工業務
株式会社ゲオペイメントサービス	65百万円	100.0%	プリペイドカードの発行及び管理
株式会社ファミリーブック	200百万円	100.0%	不動産管理
株式会社ワールドモバイル	10百万円	100.0% (100.0%)	通信機器の買取・販売

(注) 1．議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
2．株式会社ゲオインタラクティブ及び株式会社ゲオコンサルティングにつきましては、平成28年４月１日付で100%出資子会社として設立いたしました。
3．株式会社ワールドモバイルにつきましては、平成29年２月１日付で100%出資子会社として設立いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・アンド・ジー	100百万円	44.4%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍等のレンタル、リサイクル、販売のフランチャイズ事業

⑷ 会社の対処すべき課題と中長期的な会社の経営戦略

当社グループを取り巻く環境は変化が激しく、今後益々の競争激化が予想されます。

メディアショップにおいては、市場は縮小しているものの、寡占市場において占有率を高めて規模を維持することにより、いわゆる「残存者利益」を享受している状況にありますが、ＨＤＤレコーダーやスマートフォンによる時間消費との競争関係を意識する必要があることに加え、海外からのＶＯＤ大手事業者の参入、民放各社による見逃し配信の本格展開など、有料・無料を問わずインターネットを通じた映像配信サービスが活性化しており、市場がパッケージソフト産業からネットワーク産業へと移行していることから、さらなる占有率の向上を図る必要があるため、店舗の価値を高めていくことが課題であると認識しております。

一方、リユースショップにおいては、リユース品を取り扱う店舗の増加やネット販売・個人間売買支援サイトの成長等により、リユース品の売買がしやすい環境が広がり、さらなる高い成長が期待される市場ではありますが、他企業の出店や異業種からの参入など、競争も激しさを増していることから、出店を加速し、他企業を凌駕する圧倒的リーディングカンパニーとしての地位を確保することが課題であると認識しております。

なお、両業態に共通する商材として通信機器を扱っており、総務省から携帯電話の料金その他の提供条件の適正化が促されたことにより、「格安ＳＩＭ」に注目が集まるとともに、「格安ＳＩＭ」と相性が良い中古携帯市場も活性化しております。そのような状況の中、専門業態の育成をはじめとする取扱強化が有効に働き始めており、市場における占有率を高めてまいりました。しかしながら、他企業の参入も多く、競争も激しさを増していることから、成長を続けている市場において確固たる地位を確保するためには、さらなる規模の拡大が必要であり、品質の向上、サポート体制の充実などのリユース品への不安を払拭する取り組みや在庫の確保が課題であると認識しております。

これらの課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①事業ポートフォリオの転換（メディアからリユースへ）

リユース部門においては、実店舗が500店舗を超え、今後も市場全体の成長が期待されるリユース事業へ経営資源の配分ウェイトを高めていくことで、さらなる規模の拡大と認知度の向上を図ってまいります。

また、既存店舗とは異なるコンセプトの店舗展開、プライベートブランドの拡大や海外展開等さらなる発展の礎を築いてまいります。

②メディアショップの集客力を活用した新規事業・商材の開拓とメディア事業の収益最大化の確保

メディア部門においては、直営を中心に全国に1,000店舗以上を有するメディアショップの集客力を事業展開の核として、顧客志向からの新規事業・商材を開拓していくとともに、実店舗ならではの価値を再考し、実店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。併せて、成長市場であるモバイル商材の拡大を図るとともにサービスの充実に取り組んでまいります。

また、「本部」が「個店」を一括運営していく考え方に捉われず、「エリア」でよりきめ細かにお客様のニーズに応えていくことで、利益の最大化に取り組んでまいります。

③オムニチャネル・リテイリングの実現

オムニチャネル・リテイリングの実現に向けた足がかりとして、ゲオとセカンドストリートの公式アプリ、実店舗とＥＣでの併売、当社グループ独自のペイメントサービス「Ｌｕｅｃａ（ルエカ）」、レビューＳＮＳアプリ「クチコ」の導入などを進めてまいりました。

これらの基盤を活用し、実店舗とネット事業を融合するとともにさらなるサービスの充実を図ることで、当社グループならではのオムニチャネル・リテイリングの実現を進めてまいります。

④事業多角化による成長機会の創出

新たな柱となる事業領域を、既存ビジネスの延長上は勿論、Ｍ＆Ａ手法の活用等により積極的に模索獲得致します。

⑤人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、適切なコスト負担による人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事　　業	内　　容
メディア・リユースショップ運営	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売
アミューズメント施設運営	ゲーム施設等の娯楽遊戯施設の運営
そ　の　他	卸売業等

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

名　　称	所　在　地
本　　社	愛知県名古屋市中区
東京事務所	東京都豊島区
岩倉事務所	愛知県岩倉市

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
メディア・リユースショップ運営部門	3,631（10,300）	＋205（　＋57）
アミューズメント施設運営部門	46（　122）	△25（　△６）
そ　の　他	47（　14）	△21（　△14）
グループ経営企画・管理部門	261（　24）	＋１（　＋２）
合　計	3,985（10,460）	＋160（　＋39）

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
261（　24）	＋１（＋２）	41.11	10.95

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,367百万円
株式会社福岡銀行	2,487
株式会社十六銀行	2,387
株式会社三井住友銀行	2,160
農林中央金庫	1,362
株式会社新生銀行	1,310
株式会社愛知銀行	1,226

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況(平成29年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　　200,000,000株

② 発行済株式の総数　　48,291,200株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は47,000株増加しております。

③ 株主数　　69,458名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	9,485,800株	19.64%
株式会社藤田商店	3,960,000株	8.20%
常興薬品株式会社	1,782,900株	3.69%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	1,071,500株	2.21%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	997,800株	2.06%
遠藤素子	948,200株	1.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	751,600株	1.55%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	671,200株	1.38%
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　５０５００１	613,938株	1.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口５)	605,700株	1.25%

(注)　自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成21年８月４日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　700個（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の目的である株式の数
　普通株式　　70,000株
・新株予約権の払込金額
　１個当たり　67,881円
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　１円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成21年８月21日から平成51年８月20日まで
・新株予約権の行使の条件
　当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保　有　者　数
取　締　役 （社外取締役を除く）	700個	70,000株	1名
社　外　取　締　役	―個	―株	―名
監　査　役	―個	―株	―名

（注）平成25年10月１日付で行った、１株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

ロ．平成28年８月29日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

210個（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の数

普通株式　　21,000株

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　145,200円

・新株予約権を行使することができる期間

平成30年８月30日から平成34年８月29日まで

・新株予約権の行使の条件

ⅰ．新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

ⅱ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ⅲ．その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保　有　者　数
取　締　役 （社外取締役を除く）	150個	15,000株	4名
社　外　取　締　役	60個	6,000株	2名
監　査　役	―個	―株	―名

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成28年８月29日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

520個(新株予約権１個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の数

普通株式　　52,000株

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　145,200円

・新株予約権を行使することができる期間

平成30年８月30日から平成34年８月29日まで

・新株予約権の行使の条件

ⅰ．新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

ⅱ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ⅲ．その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	75個	7,500株	4名
子会社の役員及び使用人	445個	44,500株	72名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤結蔵	執行役員
専務取締役	吉川恭史	執行役員 株式会社ゲオ代表取締役社長
取締役	今井則幸	執行役員
取締役	久保幸司	執行役員
取締役	荻野恒久	荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役
取締役	安田加奈	安田会計事務所 シンポ株式会社社外監査役 スギホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	笹野和雄	
監査役	春馬葉子	春馬・野口法律事務所(弁護士登録名 野口葉子) ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社壱番屋社外取締役 株式会社ナ・デックス社外取締役
監査役	小宮山太	株式会社みなとトラスト取締役 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所
監査役	服部真也	セントラル法律事務所

(注) 1．取締役荻野恒久氏及び安田加奈氏は、社外取締役であります。
2．監査役春馬葉子氏及び服部真也氏は、社外監査役であります。
3．取締役荻野恒久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役安田加奈氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び平成９年６月から平成20年６月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役春馬葉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．監査役服部真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
9．当社は、取締役荻野恒久氏、取締役安田加奈氏、監査役春馬葉子氏及び監査役服部真也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
田村正治	平成28年６月28日	任期満了	社外監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	６名 (2)	112百万円 (11)
監査役 （うち社外監査役）	５名 (3)	23百万円 (8)
合計 （うち社外役員）	11名 (5)	136百万円 (20)

（注）１．上記には、平成28年６月28日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）を含めております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
５．上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額６名１百万円（うち社外取締役２名０百万円）が含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役荻野恒久氏は、有限会社コンサルティングボックスの代表取締役であります。当社は有限会社コンサルティングボックスとの間に特別な関係はありません。

ロ．他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役安田加奈氏は、シンポ株式会社の社外監査役であります。当社はシンポ株式会社との間に特別な関係はありません。同氏はスギホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社はスギホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。

・監査役春馬葉子氏は、ジャパンマテリアル株式会社の社外監査役であります。当社はジャパンマテリアル株式会社との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社壱番屋の社外取締役であります。当社は株式会社壱番屋との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社ナ・デックスの社外取締役であります。当社は株式会社ナ・デックスとの間に特別な関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	主　な　活　動　状　況
取締役　荻野　恒久	当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役　安田　加奈	平成28年６月28日就任以降、当事業年度に開催された11回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　春馬　葉子	当事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　服部　真也	平成28年６月28日就任以降、当事業年度に開催された11回の取締役会すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

（注）１．当社及び子会社株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部門担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。

2）コンプライアンスの状況については、監査部門に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。

3）コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当社子会社従業員が直接、担当窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。

2）危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会を毎月１回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。

2）取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。

3）中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。

④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の統括管理を経営企画部門が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。

2）子会社（非連結子会社を除く）の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。

3）子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。

4）当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営企画部門より月１回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。

5）子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。

6）海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。

2）監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1）当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。

2）当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部門との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。

2）会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等に関するｅラーニング研修等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況について監査部門による内部監査結果の報告会を社長に対しては６回、監査役に対しては４回開催しました。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスガイドブック・社内報・ポスター提示等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及びリスク管理委員に報告されております。

②　損失の危機の管理に関する規程その他の体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年２回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。

③　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は13回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。

④　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営企画部門より月１回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社基準による当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、社長による子会社役員面談を年２回以上実施し、子会社の業務実情把握を行っております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会と協議の上、法務部門より兼務監査役補助者を選任し、監査役の補助業務を行っております。

⑥　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査部門による監査報告書の社長及び監査役への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部門からの監査役報告を年４回実施し、また監査役から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会のほかに代表取締役と監査役との意見交換会を開催し、監査部門からの報告会を４回開催しました。また、会計監査人との会合を４回開催し、意見交換を行いました。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**76,081**	**流動負債**	**33,980**
現金及び預金	34,087	買掛金	16,322
受取手形及び売掛金	4,595	1年内返済予定の長期借入金	6,072
有価証券	2,101	1年内償還予定の社債	49
商品	25,773	賞与引当金	1,787
繰延税金資産	1,700	その他	9,748
その他	7,945	**固定負債**	**29,076**
貸倒引当金	△123	社債	56
固定資産	**54,687**	長期借入金	20,437
有形固定資産	**31,097**	リース債務	1,514
レンタル用資産	4,910	繰延税金負債	22
建物及び構築物	13,482	転貸損失引当金	194
土地	5,464	資産除去債務	5,064
その他	7,238	その他	1,787
無形固定資産	**2,049**	**負債合計**	**63,056**
投資その他の資産	**21,539**	(純資産の部)	
投資有価証券	1,281	**株主資本**	**67,331**
長期貸付金	1,591	**資本金**	**8,896**
敷金及び保証金	15,319	**資本剰余金**	**3,309**
繰延税金資産	2,993	**利益剰余金**	**55,125**
その他	1,209	**その他の包括利益累計額**	**231**
貸倒引当金	△856	その他有価証券評価差額金	243
		繰延ヘッジ損益	△12
		新株予約権	**149**
		純資産合計	**67,711**
資産合計	**130,768**	**負債純資産合計**	**130,768**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		268,079
売上原価		156,082
売上総利益		111,996
販売費及び一般管理費		103,334
営業利益		8,662
営業外収益		
受取利息及び配当金	42	
不動産賃貸料	1,284	
その他	540	1,867
営業外費用		
支払利息	201	
不動産賃貸費用	786	
転貸損失引当金繰入額	188	
その他	313	1,489
経常利益		9,040
特別利益		
投資有価証券売却益	47	47
特別損失		
減損損失	1,862	
その他	162	2,024
税金等調整前当期純利益		7,064
法人税、住民税及び事業税	2,066	
法人税等調整額	774	2,841
当期純利益		4,223
親会社株主に帰属する当期純利益		4,223

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,871	3,283	52,542	64,697	166	△15	150	113	64,961
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	25	25		51					51
剰余金の配当			△1,640	△1,640					△1,640
親会社株主に帰属する当期純利益			4,223	4,223					4,223
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					77	3	80	36	116
当期変動額合計	25	25	2,582	2,633	77	3	80	36	2,749
当期末残高	8,896	3,309	55,125	67,331	243	△12	231	149	67,711

Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　12社

主要な連結子会社の名称

株式会社ゲオ、株式会社ゲオネットワークス

なお、株式会社ゲオコンサルティング、株式会社ゲオインタラクティブ、株式会社ワールドモバイルについては、当連結会計年度において新たに設立をしたため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

有限会社プルーク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　　１社

会社等の名称

株式会社ティー・アンド・ジー

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

有限会社プルーク

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ファミリーブックの決算日は９月末日、株式会社アシストの決算日は２月末日であります。

連結計算書類の作成にあたって、株式会社ファミリーブックについては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。株式会社アシストについては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

リユース事業の商品…単品管理商品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)、その他の商品については月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

書籍…売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の商品…主として月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル用資産

レンタルＤＶＤについては、経済的使用価値を勘案し、ＤＶＤ（レンタル事業に供したもの）の償却残高（帳簿価額）の総額に対して、会社独自の償却率（耐用年数24ヶ月）による定率法によって月次で償却しております。また、レンタルＣＤについては、購入時に一括償却する方法によっております。

上記以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～47年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

自社における見込利用可能期間（１年～５年）に基づく定額法によっております。

上記以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額や転貸契約に伴う違約金等を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象については、個別取引ごとヘッジ効果を検証しております。

ただし、金利スワップで特例処理の要件を満たしているものは、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生時に一括償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ.会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ126百万円増加しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　143,175百万円

Ⅳ. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
埼玉県さいたま市西区他236件	店舗	建物及び構築物等	1,736
愛知県名古屋市守山区他3件	共用資産	ソフトウェア	69
千葉県市川市他4件	賃貸用資産	建物及び構築物等	55
山形県米沢市	遊休資産	構築物	0
合計			1,862

資産のグルーピングは、主として店舗単位とし、共用資産、賃貸用資産及び遊休資産については各物件毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗、及び閉店、売却することが決定した店舗については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,736百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物1,330百万円、土地198百万円、その他207百万円であります。

また、今後使用が見込まれない共用資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（69百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア69百万円であります。

また、賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（55百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物31百万円、土地24百万円、その他0百万円であります。

また、売却する事が決定した遊休資産については当該資産の帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失（0百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、構築物0百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5.1～5.8％で割り引いて算定し、正味売却価額は、公示価格等に基づいて算定しております。

Ⅴ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　48,291,200株

(注)新株予約権の権利行使により、当連結会計年度末の発行済株式の総数は47,000株増加し、48,291,200株となっております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①平成28年６月28日開催の第28期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　820百万円

・１株当たり配当金額　17円

・基準日　平成28年３月31日

・効力発生日　平成28年６月29日

②平成28年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　820百万円

・１株当たり配当金額　17円

・基準日　平成28年９月30日

・効力発生日　平成28年12月９日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成29年６月28日開催の第29期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　820百万円

・配当の原資　利益剰余金

・１株当たり配当金額　17円

・基準日　平成29年３月31日

・効力発生日　平成29年６月29日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　311,500株

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、また、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に合同運用金銭信託、債券、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが数ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後18年１ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金、敷金及び保証金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券は、資金運用規程に従い、格付等を勘案した安全性の高い商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	34,087	34,087	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,595	4,595	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,743	2,743	－
(4) 長期貸付金	1,591		
貸倒引当金 ※1	△17		
	1,573	1,664	90
(5) 敷金及び保証金	15,319		
貸倒引当金 ※1	△97		
	15,222	14,899	△322
資産計	58,223	57,991	△231
(1) 買掛金	16,322	16,322	－
(2) 長期借入金			
１年内返済予定の長期借入金	6,072		
長期借入金	20,437		
長期借入金合計	26,509	26,415	△93
(3) 社債			
１年内償還予定の社債	49		
社債	56		
社債合計	105	104	△0
(4) リース債務			
リース債務（流動負債）	98		
リース債務（固定負債）	1,514		
リース債務合計	1,612	2,232	619
負債計	44,550	45,075	525
デリバティブ取引 ※2	(17)	(17)	－

※1　長期貸付金、敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には( )で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、株式等は取引所の価格によっております。また、合同運用金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負　債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金について金利スワップの特例処理を行っているものは、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債務（流動負債）は流動負債の「その他」に含まれております。

(3) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引として、金利スワップの特例処理による取引がありますが、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

また、繰延ヘッジ処理によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定をしております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	639

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸用の商業施設（土地を含む）を所有しております。平成29年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は498百万円（賃貸収益1,284百万円は営業外収益に、主な賃貸費用786百万円は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高（百万円）	当連結会計年度増減額（百万円）	当連結会計年度末残高（百万円）	
6,891	△318	6,573	7,564

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の増減額は、主に不動産売却による減少額が198百万円であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,399円06銭

2. １株当たり当期純利益　87円47銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は平成29年４月26日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成29年６月28日開催予定の第29期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

２．新株予約権割当の対象者

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員。

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

6,000個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から、当該取締役会決議の日後６年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

② 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
③ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

X. その他の注記

1. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要
当社グループは、店舗及び事務所等について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定
使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて２年～39年と見積もり、割引率は0.0%～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,435 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	720 百万円
時の経過による調整額	42 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△56 百万円
その他増減額（△は減少）	0 百万円
期末残高	5,141 百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**40,146**	**流動負債**	**7,881**
現金及び預金	22,245	1年内返済予定の長期借入金	5,989
売掛金	298	リース債務	98
前払費用	2,047	未払金	739
関係会社短期貸付金	10,412	未払費用	306
繰延税金資産	194	預り金	84
その他	4,997	前受収益	103
貸倒引当金	△48	賞与引当金	186
固定資産	**38,778**	その他	372
有形固定資産	**6,102**	**固定負債**	**34,639**
建物	1,412	長期借入金	20,437
工具、器具及び備品	1,372	リース債務	1,514
土地	3,297	長期預り保証金	12,198
その他	19	転貸損失引当金	194
無形固定資産	**1,096**	関係会社事業損失引当金	68
ソフトウェア	541	その他	227
その他	555	**負債合計**	**42,521**
投資その他の資産	**31,579**	(純資産の部)	
投資有価証券	648	**株主資本**	**36,023**
関係会社株式	12,697	**資本金**	**8,896**
長期貸付金	1,567	**資本剰余金**	**2,504**
関係会社長期貸付金	1,602	資本準備金	2,504
敷金及び保証金	13,199	**利益剰余金**	**24,622**
繰延税金資産	387	利益準備金	53
その他	2,329	その他利益剰余金	24,569
貸倒引当金	△851	別途積立金	100
		繰越利益剰余金	24,469
		評価・換算差額等	**231**
		その他有価証券評価差額金	243
		繰延ヘッジ損益	△12
		新株予約権	**149**
		純資産合計	**36,403**
資産合計	**78,925**	**負債純資産合計**	**78,925**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		6,906
営　業　費　用		5,791
営　業　利　益		1,115
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	144	
貸倒引当金戻入額	51	
固定資産売却益	65	
雑　収　入	53	316
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	116	
転貸損失引当金繰入額	188	
関係会社事業損失引当金繰入額	68	
支　払　補　償　費	49	
雑　損　失	36	459
経　常　利　益		972
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	47	47
特　別　損　失		
投資有価証券売却損	42	
関係会社株式評価損	120	
減　損　損　失	101	263
税引前当期純利益		756
法人税、住民税及び事業税	52	
法人税等調整額	33	86
当　期　純　利　益		670

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,871	2,479	2,479	53	100	25,439	25,592	36,942
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	25	25	25					51
剰余金の配当						△1,640	△1,640	△1,640
当期純利益						670	670	670
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	25	25	25	－	－	△970	△970	△919
当期末残高	8,896	2,504	2,504	53	100	24,469	24,622	36,023

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	166	△15	150	113	37,206
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					51
剰余金の配当					△1,640
当期純利益					670
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	77	3	80	36	116
当期変動額合計	77	3	80	36	△802
当期末残高	243	△12	231	149	36,403

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額や転貸契約に伴う違約金等を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に関わる損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失見込額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象については、個別取引ごとヘッジ効果を検証しております。

ただし、金利スワップで特例処理の要件を満たしているものは、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで「雑損失」に含めて表示しておりました「転貸損失引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「転貸損失引当金繰入額」は０百万円であります。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　6,364百万円
2. 保証債務

次の関係会社の取引先への仕入債務、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社ゲオ	137百万円
その他	60百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1)　短期金銭債権	1,967百万円
(2)　長期金銭債権	1,588百万円
(3)　短期金銭債務	190百万円
(4)　長期金銭債務	11,877百万円

Ⅴ．損益計算書に関する注記

1. 営業収益及び営業費用

当社は持株会社であり、「関係会社受取配当金」、「関係会社受取手数料」が主な収益となることから「営業収益」として表示し、営業収益に対応する費用として「営業費用」と表示しております。

2. 関係会社との取引高

(1)　営業取引高	
営業収益	5,736百万円
営業費用	34百万円
(2)　営業取引以外の取引高	147百万円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
愛知県名古屋市守山区他1件	共用資産	ソフトウェア	48
千葉県市川市他2件	賃貸用資産	建物及び構築物等	52
合計			101

資産のグルーピングは、共用資産、賃貸用資産に分類し、賃貸用資産については各物件毎にグルーピングしております。

今後使用が見込まれない共用資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（48百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア48百万円であります。

また、賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（52百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物28百万円、土地24百万円、その他０百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5.1～5.8％で割り引いて算定し、正味売却価額は、公示価格等に基づいて算定しております。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	367百万円
投資有価証券評価損	760　〃
税務上の繰越欠損金	652　〃
その他	752　〃
繰延税金資産小計	2,532百万円
評価性引当額	△1,814　〃
繰延税金資産合計	718百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△82百万円
その他	△54　〃
繰延税金負債合計	△137百万円
繰延税金資産の純額	581百万円

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として、営業用車両、什器備品他があります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	㈱　ゲ　オ	所有 直接100.0	店舗の転貸及び資金の援助 役員の兼任あり	経営指導料他	5,330	売掛金	297
				出向者給与及び賞与	17,563	流動資産その他(未収入金)	1,180
				資金の貸付	9,700	関係会社短期貸付金	10,400
				資金の回収	8,700		
				利息の受取	101		
				リース料の受取	12	流動資産その他(リース投資資産)	98
						投資その他の資産その他(リース投資資産)	1,514
				店舗の転貸	12	長期預り保証金	11,799
	㈱ファミリーブック	所有 直接100.0	資金の預り出資の払戻 役員の兼任あり	預り余剰資金の返済	2,400	－	－
				利息の支払	1		
				出資の払戻(注)2	2,896		

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. ㈱ファミリーブックからの資本剰余金を原資とする出資の払戻であり、適切な資本水準を勘案して決定しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
経営指導料については、業務の内容を勘案し、決定しております。
出向者給与及び賞与については、当社の給与規定に基づき、出向者にかかる人件費相当額を受け入れております。
資金の貸付については、貸付利率は当社の調達金利を勘案し、決定しております。
余剰資金の預りについては、利率は当社の調達金利を勘案し、決定しております。
店舗の転貸における長期預り保証金については、原契約と同条件により転貸しております。
リース資産の転貸については、原契約と同条件により転貸しております。

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	750円75銭
2.	１株当たり当期純利益	13円88銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

詳細は「連結注記表Ⅸ.重要な後発事象」に記載のとおりであります。

Ⅺ. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

Ⅻ. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

株式会社　ゲオホールディングス
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　嶋　聡　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城　　卓　男　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月15日

株式会社　ゲオホールディングス
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 河　嶋　聡　史　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 城　　卓　男　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記）並びにその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月18日

株式会社ゲオホールディングス　監査役会

常勤監査役	笹野和雄 ㊞
監査役（社外監査役）	春馬葉子 ㊞
監査役	小宮山太 ㊞
監査役（社外監査役）	服部真也 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第29期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金17円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は820,950,400円となります。

なお、これにより年間配当金は、１株につき中間配当17円を含め、合計34円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	えんどう ゆうぞう 遠藤結蔵 （昭和53年１月21日）	平成12年11月　株式会社ゲオ（現当社）入社 平成16年６月　当社取締役社長室副室長 平成23年11月　当社代表取締役社長 平成25年４月　当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	540,000株
2	よしかわ やすし 吉川恭史 （昭和40年９月28日）	昭和63年４月　株式会社エー・ブイ・ステーション(現当社）入社 平成12年６月　当社取締役商品本部長 平成19年６月　当社代表取締役社長 平成22年１月　当社取締役 平成28年６月　当社専務取締役兼執行役員（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社ゲオ代表取締役社長	57,000株
3	いまい のりゆき 今井則幸 （昭和43年11月17日）	平成２年８月　株式会社ゲオミルダ（現当社）入社 平成16年３月　株式会社ゲオグローバル（現当社）代表取締役社長 平成17年４月　株式会社ゲオエブリ（現当社）代表取締役社長 平成23年11月　当社執行役員（現任） 平成23年11月　株式会社ゲオ取締役 平成25年11月　同社常務取締役（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	300株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	くぼ　こうじ 久保　幸司 （昭和46年11月20日）	平成７年10月　株式会社フォー・ユー（現株式会社ゲオ）入社 平成22年５月　株式会社セカンドストリート（現株式会社ゲオ）代表取締役社長 平成24年１月　株式会社ゲオ取締役 平成25年４月　当社執行役員（現任） 平成25年11月　株式会社ゲオ常務取締役（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	―
5	おぎの　つねひさ 荻野　恒久 （昭和38年４月17日）	昭和63年９月　英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成６年３月　マネジメント名古屋入社 平成６年９月　公認会計士三宅会計事務所入所 平成９年８月　荻野公認会計士事務所開設（現任） 平成12年６月　有限会社コンサルティングボックス代表取締役（現任） 平成23年10月　当社取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ 荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役	500株
6	やすだ　かな 安田　加奈 （昭和44年４月10日）	平成５年10月　センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成９年４月　公認会計士登録 平成12年３月　安田会計事務所設立 同所所長（現任） 平成16年３月　税理士登録 平成21年９月　シンポ株式会社社外監査役（現任） 平成22年５月　スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ 安田会計事務所所長 シンポ株式会社社外監査役 スギホールディングス株式会社社外監査役	1,000株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者のうち、荻野恒久氏及び安田加奈氏は社外取締役候補者であります。

３．(1) 遠藤結蔵氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 吉川恭史氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来第１号店の店長から、購買・流通・店舗運営の責任者として、取締役、代表取締役を経験し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(3) 今井則幸氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(4) 久保幸司氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(5) 荻野恒久氏を社外取締役候補者とした理由は、会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(6) 安田加奈氏を社外取締役候補者とした理由は、会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．荻野恒久氏及び安田加奈氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻野恒久氏が５年９ヶ月、安田加奈氏が１年となります。

５．当社は、荻野恒久氏及び安田加奈氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏及び安田加奈氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

６．荻野恒久氏及び安田加奈氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役小宮山太氏は任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
小宮山太（こみやまふとし） （昭和34年７月11日）	昭和59年10月　会計士補登録、アーサーヤング（現アーンスト・アンド・ヤング）公認会計士共同事務所入所 平成元年４月　公認会計士登録 平成３年７月　小宮山公認会計士事務所開設 平成６年２月　税理士登録 平成12年４月　中小企業診断士登録 平成14年４月　ホーワス・ジャパン株式会社（現株式会社みなとトラスト）取締役（現任） 平成14年９月　鹿島・小宮山公認会計士共同事務所開設（現任） 平成23年10月　当社取締役 平成25年６月　当社監査役（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社みなとトラスト取締役	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小宮山太氏を監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士・税理士の資格を持ち、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社におけるガバナンスの適正化についてご指導いただくため、選任をお願いするものであります。

３．小宮山太氏が選任された場合は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
たむらまさはる 田村正治 （昭和26年12月24日）	昭和50年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成11年５月　同行静岡支店支店長 平成21年２月　みずほ信用保証株式会社顧問 平成21年４月　同社専務取締役 平成24年６月　当社監査役	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．田村正治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．田村正治氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しており、また当社社外監査役としての経験により、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、選任をお願いするものであります。

４．田村正治氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

２．新株予約権割当の対象者

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員。

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

6,000個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\begin{array}{l}\text{調整後} \\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{l}\text{調整前} \\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から、当該取締役会決議の日後６年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

② 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

会　　場　愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルク名古屋　２階　瑞雲の間
ＴＥＬ　052－937－3535

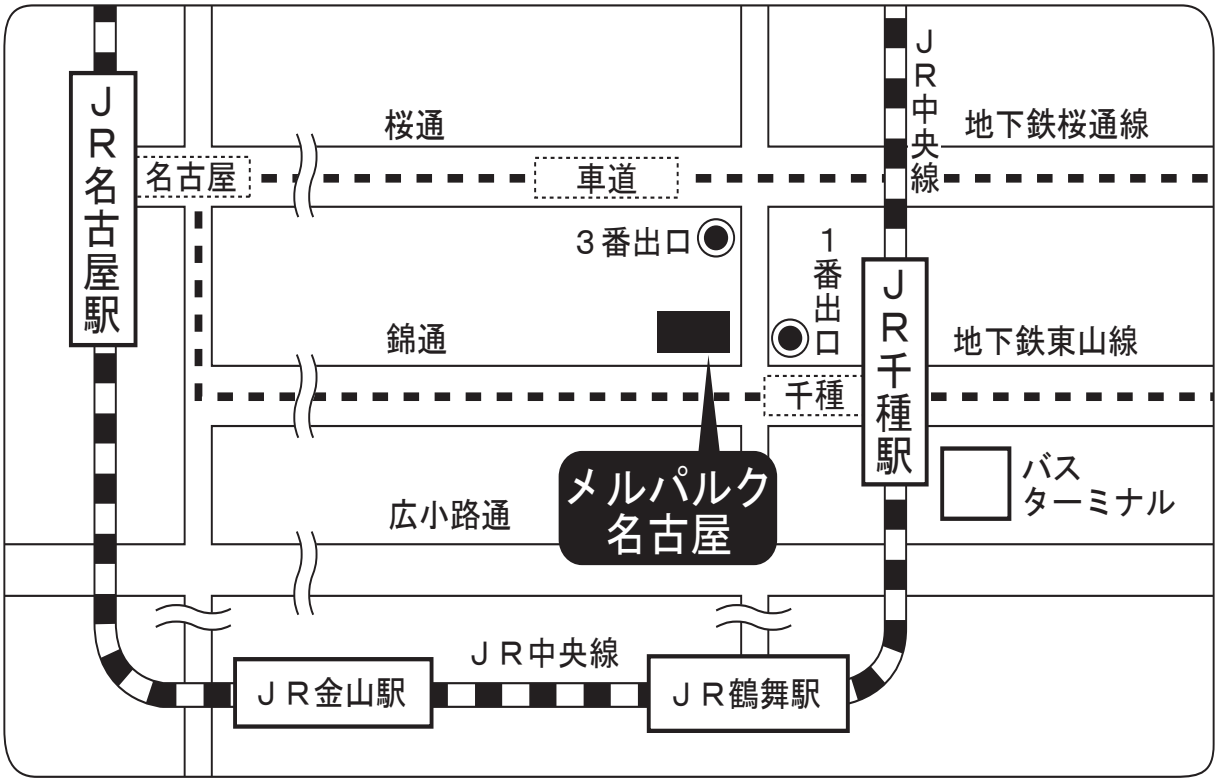

―交通機関のご案内―

地下鉄東山線「千種駅」下車、１番出口前
地下鉄桜通線「車道駅」下車、３番出口より南へ徒歩２分
ＪＲ中央線　「千種駅」下車、地下鉄１番出口前

＜お願い＞

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。